令和2年

第2回柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年5月26日開会

柳泉園組合議会

令和2年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 ····································	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
· 行政報告 ······	4
・議案第14号(上程、説明、質疑、討論、採決) ·······	2 5
○閉 会	3 0

令和2年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年5月26日 開会

議事日程

- 1. 会期の決定
- 2. 会議録署名議員の指名
- 3. 諸般の報告
- 4. 行政報告
- 5. 議案第14号 令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)

1 出席議員

1番 野 島 武 夫 2番 三 浦 猛

3番 村 山 順次郎 4番 後 藤 ゆう子

5番 森 しいち 6番 稲 垣 裕 二

7番原 和弘 8番山崎美和

9番 清 水 ひろなが

2 関係者の出席

管理者 並木克巳

副 管 理 者 渋 谷 金太郎

副管理者 丸山浩一

会計管理者 渋谷千春

清瀬市都市整備部長 南澤志公

東久留米市環境安全部長
下川尚孝

西東京市みどり環境部長 青柳元久

3 事務局・書記の出席

総務課長 横山雄一

施設管理課長 山田邦彦

技術課長米 持譲資源推進課長濱 野 和 也書記近 藤 修 一書記上 里 直 樹書記八 角 秀 亮書記田 中 佐 知

午前10時00分 開会

○議長(三浦猛) ただいまより令和2年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。 議員は全員出席であります。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。

○議長(三浦猛) 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、5月15日に代表者会議が開催されておりますので、東久留 米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番(村山順次郎) 去る5月15日、代表者会議が開催されまして、令和2年第2回 柳泉園組合議会定例会その他について協議をしておりますので、御報告を申し上げます。

令和2年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもっての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補 正予算(第1号)」を上程し、採決をいたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) これで報告を終わります。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日 程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長(三浦猛) 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第6番、稲垣裕二議員、第7番、原和弘議員、以上のお二方にお願いいたします。

○議長(三浦猛) 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いた します。

〇管理者(並木克巳) 本日、令和2年柳泉園組合議会第2回定例会の開催にあたりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が取られている ことに加え、各市とも第2回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、本日の定 例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で2月から4月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、議案といたしまして、補正予算を提案させていただいております。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会にあたりまして、御挨拶とさせてい ただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役(鹿島宗男) 議長のお許しをいただきまして、ご報告いたします。

4月1日付で関係市職員及び組合職員に人事異動がございましたので、御紹介をいたします。

初めに、異動となりました関係市の担当部長を御紹介いたします。

清瀬市の南澤都市整備部長でございます。

- ○清瀬市都市整備部長(南澤志公) 南澤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇助役(鹿島宗男) 西東京市の青柳みどり環境部長でございます。
- ○西東京みどり環境部長(青柳元久) 西東京市みどり環境部長の青柳です。どうぞよろ しくお願いいたします。
- ○助役(鹿島宗男) 次に、組合職員を御紹介いたします。議会の書記として、上里主任でございます。
- ○書記(上里直樹) 上里と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇助役(鹿島宗男) 同じく議会の書記として、八角主任でございます。
- **○書記(八角秀亮)** 八角と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇助役(鹿島宗男)** 以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○議長(三浦猛) 「日程第4、行政報告」を行います。
- ○助役(鹿島宗男) それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和2年2月から4月までの3か月間の柳泉園組合に おける事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れについて協議をするため、2月4日に管理者会議を開催いたしました。災害ごみ受入れにつきましては、3月25日に周辺自治会の皆様と協議を行い、了承をしていただきました。なお、災害廃棄物の搬入は、第1回目といたしまして、5月11日から22日までの10日間に合計7万5, 660キログラムを受け入れました。

また、令和2年第1回定例会の議事日程(案)等について協議をするため、2月10日 に事務連絡協議会、12日に管理者会議を開催いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。 次に、2ページ、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおり でございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員に2月6日に令和元年10月から 12月までの分の例月出納検査を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約3件と委託契約5件の契約を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、表 4-1 に記載しておりますとおり 1 万 6, 9 8 2 トンでございます。これは昨年同期と比較いたしまして、8 5 9 トン、5. 3 %の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表 4 – 1 から 5ページの表 4 – 4 に記載しておりますとおりでございます。

次に、表 4-5 でございますが、1 人 1 日当たりのごみの原単位を表示してございます。 続きまして、6 ページ、表 5-1 及び表 5-2 は、有害ごみの搬入状況を表にまとめた ものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページの表 6 は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1, 3 0 2 トンで、昨年同期と比較しまして 8 6 トン、7. 1 %の増加となっております。

次に、9ページ、2、施設の稼動状況でございます。

まず、(1) 柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2 月には昨年9 月 1 1日に発生した落雷で故障しておりましたごみ計量器N o. 3 トラックスケールの整備補修が完

了いたしました。また、1月から引き続き実施しておりました3号炉に係る定期点検整備補修は3月に完了し、その後、順調に稼動しております。排ガス中のばい煙測定は、2月に1号炉と2号炉、3月に1号炉と3号炉、4月に2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、2月に私車3台、3月に私車2台、4月に私車3台に対して実施しております。さらに、2月と3月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

なお、既に御報告済みでございますが、3月19日にクリーンポートごみピット内にて 火災が発生いたしました。すぐに消防機関及び警察機関に通報するとともに、自衛消防隊 が放水銃により消火活動を行い、消防隊の到着前に消火に成功いたしました。消防機関及 び警察機関の現場検証により、紙類が燃えたものが発見されましたが、火災の原因究明に は至りませんでした。今回の火災による人的被害や設備の損傷はございませんでした。

表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ 排出基準に適合いたしております。

11ページ、表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。今期は1月より引き続き実施しておりましたごみ投入クレーンの補修が2月に完了いたしました。また、同月にはバグフィルターの清掃を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は2,082トンで、昨年同期と比較しまして、340トン、19.5%の増加となって

おります。

続きまして、(3) リサイクルセンターでございますが、今期は2月にコンベヤベルトの交換補修を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、14ページ、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,302トンで、昨年同期と比較しまして、86トン、7.1%の増加となっております。 続きまして、15ページ、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,338トンで、昨年同期と比較しまして、189トン、8.8%の増加となっております。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載いたしましたとおりでございます。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は 226キロリットルで、昨年同期と比較しまして、53キロリットル、19.0%の減少と なっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページ、2、施設の稼動状況でございますが、今期は2月に受水槽の 清掃を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ 排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページ、施設管理関係。1、厚生施設についてでございますが、この期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、3月2日から室内プール、浴場施設、会議室及びトレーニング室を休業し、東京都知事による外出自粛要請を受けて、4月8日から野球場及びテニスコートも休業いたしました。

各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場につきましては、12月から3月16日までネットフェンス設置工事に伴い休業していたこともあり、利用回数が61回で、昨年同期の299回に対して238回、79.6%の減少。テニスコートの利用回数は648回で、昨年同期の905回に対して257回、28.4%の減少。会議室の利用時間数は354時間で、昨年同期の967時間に対して613時間、63.4%の減少。室内プールの利用者数は4,546人で、昨年同期の1万3,268人に対して8,722人、

65. 7%の減少。浴場施設の利用者数は1万345人で、昨年同期の2万2, 961人に対して1万2, 616人、54. 9%の減少。トレーニング室の利用者数は377人で、昨年同期の1, 133人に対して756人、66. 7%の減少となっております。詳細につきましては、19ページの表19-1から20ページの表19-3までに記載しましたとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載いたしましたとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

次に、記載はございませんが、訴訟の状況について報告させていただきます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約に係る住民訴訟控訴事件の第1回口頭弁論が4月15日に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、裁判所の指示で延期となっております。なお、次回の期日は決まっておりません。

また、行政報告資料に添付いたしました「指定管理者指定スケジュール(案)」を担当課長から説明をさせます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、行政報告資料 9 ページに添付させていただいて おります「指定管理者指定スケジュール(案)」について御説明させていただきます。

指定管理者指定スケジュール(案)につきましては、令和2年第1回定例会の際にも議案第9号資料としてお配りさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で若干遅らせていただきましたので、変更後のスケジュールにつきまして改めて配付させていただきました。

それでは、変更させていただいた部分について御説明させていただきます。

まず、上から3段目、選定委員への募集要項等の配布ですが、5月上旬を予定していた ものを6月上旬とさせていただいております。

次に、4段目、5月下旬を予定していた第1回選定委員会を7月上旬にさせていただいております。なお、第1回選定委員会につきましては、7月2日での開催が決定しております。

次に、5段目、募集要項等の配布開始ですが、5月下旬を予定していたものを7月上旬 にさせていただいております。 次に、6段目、質問の受付ですが、7月上旬を予定していたものを7月中旬にさせていただいております。

次に、8段目、応募の受付を7月下旬から8月中旬にさせていただいております。

次に、9段目、選定委員への応募書類の配布ですが、7月下旬から8月中旬にさせていただいております。

次に、10段目、第2回選定委員会における書類審査ですが、8月下旬から9月上旬に させていただいております。

次に、11段目、一次審査結果通知ですが、8月下旬から9月中旬にさせていただいて おります。

次に、15段目、協定内容の協議・仮協定の締結ですが、11月までとなっていたものを11月中旬までとさせていただきました。その他のスケジュールにつきましては、変更はございません。

なお、今回再度お示しさせていただきましたスケジュール(案)でございますが、委員会の中で決定させていただきます。また、委員会を進めていく過程で変更等が生じる可能性がございますが、11月開催予定の第4回定例会に指定管理者指定の議案を上程できるよう調整を図り進めていきたいと考えております。

以上で御説明を終わります。

○議長(三浦猛) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、柳泉園組合の取組についてお 聞きをしたいと思います。

今、柳泉園組合のホームページを見ますと、少し正確な文言ではないのですけれども、 ごみの持込みについて、早急に処分する必要がない場合は控えてくださいという趣旨のお 願いをされております。新型コロナウイルス感染症の状況が非常に全国に広がっていく中 で、医療関係の皆さん、あるいは行政の皆さんもそうですが、介護・福祉等の福祉施設の 皆さんの御努力があって現在に至っているのだろうと思います。幸いなことに、ここまで 来てみると、ヨーロッパ諸国やアメリカなどと比べれば、感染者数の人口当たりの数です とか、亡くなられた人の数ですとか、そういうものは相対的には少なくなってきているの かなと。そこには公衆衛生、保健行政に関わってきた長い積み重ねがあると思いますし、 社会状況からいえば、水道あるいは下水などの整備と併せて、やはりごみ行政、社会の中 の一つの基盤である中間処理施設である柳泉園組合の取組もその一助になっている、大き な役割を果たしているのではないかなと思いますので、その点でも職員の皆さんや委託し て廃棄物処理を担っていただいている皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思うのです。

一方で、外出自粛という状況の中で、普通の日本のこの地域で暮らしている人間の心理としては、自宅にいる時間が増えますと、当然、家の中でできることを考えて、断捨離的な、家の中で不要なものをごみとして出していくと、そういう行動が想定できますし、実際それによって報告があったとおり廃棄物が増えていると。ごみが増えている状況の中で、様々な対応があったのだろうと思うのですけれども、この数か月の中で、特にこの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策関係で廃棄物の量が増えているということで、どういう対応をされてきたのかというところを、可燃と不燃のところでお聞きをしたいと思います。

もう1つは、クリーンポートの役割として、安定的な運転というのは非常に重要だろうと思うのですね。振り返ってみれば、誰が感染してもおかしくない状況があった。そうしますと、運転係の方が感染をするということは可能性の問題としてはあったし、今もあると思うのですね。いろいろな状況があるでしょうけれども、かかること自体は、それぞれが予防の措置を取るとしても、これは完全には防ぎ切れないというのが現状ですから、組織としてできるのは、1人の職員さん、運転係の方が感染したときに、それを周りの職員さんにうつさない、あるいはうつさないまでも濃厚接触をできるだけ避けて業務に当たれる人を確保していく、こういうことが求められるのだろうと思うのですけれども、一般的なうがい、手洗い、マスクの着用等の対策も含めて、クリーンポートの安定的な運転を確保するために、この間取られてきた対策についてお聞きをしたいと思います。

3点目になるかなと思いますが、緊急事態宣言が一応解除されるという報道があって、厚生施設の休業というか休止もどこかの段階で再開をしていく時期がおのずと来るのではないかなと思います。休止をするより再開をするほうが難しいと思います。今までどおりに再開をすればよいかというと、そうではないと思いますので、安心して利用していただけるような対策、手だてが必要だろうと厚生施設においても思いますが、今まだ再開してくださいという言い方ではないのですけれども、再開をする場合、どういうふうな再開の仕方をしていくお考えがあるのか、そういう検討も既にされていると思うのですが、厚生施設のお風呂あるいはプール等の特に屋内施設、そこら辺のお考えがあればお聞きをした

いと思います。

以上が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策関係です。

前定例会の経過がありますのでお聞きをしたいと思うのですが、施政方針の一番最後のところに、組合としての課題ということで4つ挙がっていると思うのですね。1つは、順番が少し正確ではないかもしれませんが、不燃・粗大ごみ処理施設の更新の問題、2つ目が清柳園の問題、3つ目が職員体制の問題、4つ目が指定管理者選定の問題ということだと思います。指定管理者選定については一定の御報告があったところですけれども、前者の3つについて検討の進捗、こういう検討をしてこういう取りまとめになっているとか、そういうものがもしあれば、御説明いただければと思います。

○総務課長(横山雄一) それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、 当組合の全体的な対策について、まずお話しさせていただきます。

職員向けに7回の通知を発出いたしまして、防止対策の徹底を図っている状況でございます。また、事業の継続を第一に考えまして、職員が発症した場合の対応を事業継続計画として策定しているところです。

現在におきましては、職員は在宅勤務、2班に分けまして交代勤務をしているところです。また、公共交通機関利用者に関しましては、時差通勤及び車両での通勤を許可いたしているところです。会議におきましても、極力延期などをして対応しております。開催する場合には対策を講じて実施しているところでございます。

次に、市民に対しましては、議員がおっしゃったとおり、持込みごみの搬入抑制の協力 依頼をホームページでしております。業者に対しましても、営業等の活動での来庁を自粛 してほしいと要請しているところでございます。

また、事業継続計画におきましては、4月20日に策定しております。当組合の事業につきましては、継続が不可欠なものであることから、現在から収束までの間に実施する対応等をまとめた計画となっているところでございます。基本的な対策に加えまして、感染者が出た場合の人員補充体制の確保、施設が停止した場合に備えた対応など、事業継続に必要な対応を示しております。

各業務、各施設の主な対応といたしましては、現在は各業務については感染予防対策の 徹底、人員縮小の検討、情報収集を行っております。施設に関しましては、ごみピット容 量の確保、仮置場の確保等を行っております。

また、感染者が発生した場合ですが、人員補充等を行い、極力通常業務を継続すること

を目的としております。ただ、運転継続が不可能となった場合には人員補充を行い、最短での運転再開に努めることを示しております。ごみの排出抑制要請、直接持込みごみの搬入停止・抑制、広域支援要請なども、そういった事態のときには考えているところでございます。また、最悪の事態といたしましては広域支援要請、または搬入停止までになるかと考えているところでございます。

全体に関しては以上です。

○技術課長(米持譲) 今期のごみの受入れ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の 関係で増加したことに対しての対応ということでございます。

今期の可燃ごみ総搬入量につきましては、対前年度比で519トン、3.6%の増となってございます。クリーンポートでの処理状況につきましては、新型コロナウイルス感染症により事業の継続に影響を及ぼす可能性を考慮しまして、ごみの増加状況を見ながら蒸発量の設定を高めたり、運転計画を調整し、3炉運転期間を増やしたりと対応を図っておりました。

○資源推進課長(濱野和也) それでは、不燃・粗大ごみ処理施設におきます新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてですが、まず、施設が稼動できなくなった場合を考慮しまして、先ほど総務課長が言ったように、ごみをためておく容量確保ということで、ごみピットレベルを常に低くするよう努力をしました。昨年度に比べまして、やはり断捨離等の関係で、不燃ごみ、粗大ごみが大変多く搬入されましたので、どうしてもごみピットレベルを下げるためには、通常の勤務以外である日曜日及び手選別作業を本来やっておりません月曜日に施設を稼動させることによって非常時に備え、対応してごみの処理を行っておりました。

なお、感染予防対策等も実施している関係上、現場の作業におきましては、特に問題が 発生するようなことはなく、通常での人員体制でごみ処理を行ってまいりました。(「更 新についてまだ伺っていません」と呼ぶ者あり)失礼しました。それと、前回の定例会で もございました不燃・粗大ごみ処理施設の更新についてということですが、前回の定例会 の中でも報告させていただきました更新に関しましては、その基礎材料となるのが令和3 年度に策定します一般廃棄物処理基本計画となります。それを活用することで、より適切 な施設規模や処理方法などを含めた計画を立てていくことが可能となります。

今後、一般廃棄物処理基本計画を含めまして、施設の更新については関係市と協議しながら準備していきたいと考えております。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、厚生施設の再開について、特に屋内施設につきましてということでございますので、御答弁させていただきたいと思います。

屋内の施設につきましては、日頃から清掃及び設備の管理等を行っておりますが、スタッフの調整、館内の準備等で1週間程度準備期間が必要と聞いております。また、再開の際には、スタッフ、お客様にはマスクの着用をお願いし、受付には飛沫を防ぐためのシート、利用者が並ぶところには床面サインの設置、受付等には除菌スプレー、ロッカー等の定期的な消毒、館内の定期的な換気、ロッカーの間引きなどを行いながら、再開を目指していきたいと思っております。また、何か新しい対応策がございましたら、逐次取り入れながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、清柳園の関係でございますが、第1回定例会でも御指摘をいただいておりますので、今年度中にも一定の方向性を出せるように事務連絡協議会等で3市と協議していきたいと考えておりますが、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で5月の事務連絡協議会が開催できておりませんので、今後の事務連絡協議会などで3市と協議を行ってまいりたいと考えております。

○総務課長(横山雄一) それでは、組合の課題ということで、職員体制に関しましてお答えいたします。

職員体制につきましては、当組合内で検討していたところでございます。そこで、第4回定例会及び第1回定例会で我々のほうのミスにより、議会を混乱させたことを踏まえまして、再度精査する必要があると考え、引き続き現在検討しているところでございます。 〇3番(村山順次郎) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で今後のこともありますので2点ほど再質問したいと思います。新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除となったわけですが、全部解決したわけではなく、第2波、第3波の可能性ということも指摘をされているところなので、今後のことも含めてクリーンポート関係で一つ聞きたいのですが、やはり先ほども言いましたが、クリーンポートの安定的な運転を維持していくということが組合において大事な課題の一つだと思うのです。そうすると、運転係の方に感染者が出たという状況が生じたときに、一つの班の中に1人感染者がいた場合、この班は多分、感染しないまでも、出勤しないで自粛する等の対応が求められると思うのですね。これが2班、3班と広がる、あるいは濃厚接触者だということになって業務に就けないという状態は、これは避ける必要があると思うのです。

班は4つありますが、運転するスペースは1つだと思うので、ある班に感染者が出たと

いう想定で、別の班に影響が広がらないような手だて、消毒等は十分やられていると思うのですけれども、例えば昭和病院の、お話で聞きますと、一緒に食事をするな、マスクをせずに会話をするなと、そういう趣旨で徹底を図っているというふうに聞くのですね。それに準じるというのが正しい対応なのかどうかは言い切れませんけれども、運転係の中で感染が拡大しないように、感染しないまでも業務に支障が生じないような対応ということが必要だと思うし、実際やられているのだと思うのですけれども、そこのところのお考えをお聞きしたいと思います。

特に、不燃ごみですけれども、こちらも可能性の問題としては、運転に従事されている 方に感染者が出るという可能性もゼロではないというのが、現段階でもそうだろうと思う のです。そうすると、その運転が止まってしまうという事態もある程度想定をしなければ いけない。ピットの容量、ピットにたまっている分を減らしていこうという操作をされた けれども、結果的には増えた分もあって、日曜日等も出勤をして稼動していたというお話 だと思うのですね。

そうすると、組合のホームページでは早急に処分をする必要がない場合は控えてくださいというごくごく緩やかなお願いではあるのですけれども、こういうものを3市の担当部署とも相談をして、早急に処分する必要がない可燃ごみというのはあまり想像できないのですけれども、不燃ごみについてはあり得ると思うのですね。そういう緩やかなお願いを、これも先を想定して、次に備えてという言い方になるかと思うのですが、そういうお願いをされていくということも検討されるべきことの一つかなと思いますが、いかがでしょうかというのが新型コロナウイルス感染症拡大防止対策絡みの2つ目です。

厚生施設の再開に向けては、十全な万全な備え、検討を図っていただきたい、また類似の施設の開始状況とか、東久留米市の公共施設の再開の仕方とか、そこら辺の情報収集も行いながらお願いしたいと思います。特に、お風呂に関しては、スーパー銭湯は自粛の対象でしたが、銭湯は自粛の対象ではなくて、衛生的な面で市民生活の基盤になっているので銭湯は営業していたと聞いているのですけれども、柳泉園組合のお風呂も銭湯的な機能、役割、そういう利用をされている方もいらっしゃいますので、その面でも急ぐ必要はないと思うのですが、適切な再開、ここのところはお願いをしたいと思います。

清柳園と職員体制については、特別、前定例会から比べて、お答えの内容が一歩進んだなという感じではないというふうには受け止めました。引き続き検討をお願いしたいと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設についてもそうですね。 1 点だけ再質問したいのですけれども、指定管理者の選定のところですが、いただいている資料では、指定管理者候補者選定委員会の設置要綱をもらっているところなのですね。そうすると、選定委員会のメンバーは定まってきている、どの方にやっていただくのかということは定まってきていて、7月2日に1回目をやろうとしているという状況だろうと思うのですが、このメンバー表というのは提供いただいていないように感じますが、要綱を見ると、まあそうかなというところもあるのですが、このメンバーがどのようになっているかをお示しいただきたいと思います。 〇施設管理課長(山田邦彦) 指定管理者選定委員会の委員ということですが、要綱にも記載されておりますとおり、柳泉園組合助役、総務課長、技術課長、資源推進課長が柳泉園組合の関係、それから関係3市の部長さんにお願いをするということです。あと、識見を有する方に1名お入りいただく予定ですが、こちらはまだ正式に決定しておりませんので、また決定いたしましたら、御報告させていただければと思っております。

○技術課長(米持譲) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴います運転係の対応 ということでございます。

運転係につきましては、4係で運転しているところでございまして、もし議員のおっしゃるように感染者が出た場合の対応ですけれども、1係で出た場合は1係が恐らく濃厚接触となりますので、その際は事業継続計画に基づきまして応援体制を築いて対応すると考えてございます。また、運転係、現場作業員につきましては、当然ながらマスク、ゴーグル、手袋等を配布いたしまして、またアルコール消毒液を配備しております。運転する際に計器類をかなりいじるものですから、やはりそこからも感染の予防といたしまして、定期的にアルコールで洗浄して対応を図っているところでございます。

○資源推進課長(濱野和也) 不燃・粗大ごみ処理施設におきます新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ですけれども、もし感染者が出た場合、まずは保健所等に連絡した上で、その指導に従いまして対応していくと。当然、手選別等を含みます委託業者の方々が作業を行っておりますので、その辺りは状況によっては何名かがやはり入替えという形で作業員が替わったりすることも十分考えられます。その辺は委託業者さんとの話し合い、調整の結果とはなるのですが、状況によっては我々職員も向こうへ応援で行くことも可能ですので、その辺りはその状況に応じて適切に対応していきたいと考えております。

なお、関係市におきましては、特に新型コロナウイルスに感染したごみがというような お話、連絡等は入ってございません。ただ、議員が言われるように、今後、この新型コロ ナウイルスに関しましては、これで終結するわけではございませんので、その辺り、関係 市とは連絡を密にしながら、事務連絡協議会等でそういった今後の対応といいますか、市 民の方に対しての周知等を考えていきたいと考えております。

○技術課長(米持譲) 1点補足させていただきます。

運転係においての昼食及び休憩ですけれども、24時間、焼却炉を運転している関係で、休憩やお昼につきましても順次交代で取っておりますので、密接を防ぐような形で対応を 図っております。

○3番(村山順次郎) まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係ですが、運転係のところで、同じ班の中ではしようがないと思うのですが、班をまたいで懇談というか雑談をしたり、一緒に食事を取ったりという状況が仮にあると、ここと接触していた人ということで影響が生じる可能性があるので、そこら辺の在り方というところも今後も含めて検討していっていただきたいなと、取れる対策は取っていただいているというふうに印象としては受け止めましたので、引き続きということでお願いをしたいと思います。

不燃、粗大のほうも対応を取っていただいていると思いますが、万が一の場合の備えという意味で言うと、不燃ごみのピットが結構いっぱいの状態のときにラインを止めないといけないみたいな状況が生じると影響が少し大きくなってしまうので、その点では外出自粛という状況があった場合という話になるのですけれども、不要不急なごみというんですかね、その排出については控えてくださいというお願いを、出さないでくださいという言い方にはどちらにしてもならないと思うのですが、そのお願いを3市を通じて、何かが起こる前に手だてを取っていくということが取り得る手だての一つとしてあるのかなと思いましたので、この点の御検討もお願いをいたします。

指定管理者の選定委員会のメンバーですが、まだ決まっていないということ、決まっているところもあれば、決まっていないところもあるということだったと思うので、決まりましたら議会のほうにも情報提供をいただきますようにお願いをいたします。

○議長(三浦猛) ほかにございませんか。

○7番(原和弘) 私のほうからは、今、清柳園のお話が出ましたので、1点だけ確認を させていただければと思います。

第1回定例会のときに、昨年10月の台風のときに倒れてしまいました電気集じん機の 撤去工事についてお話が上がりまして、今回、入札が不調に終わっているということは 伺っているのですけれども、これについては残念で、引き続き進めていただければと思い ます。

同じくこの第1回定例会の中で稲垣議員が一般質問の中でも取り上げられて、御答弁の中でもあったかと思うのですが、いわゆるこの電気集じん機の撤去工事を行い、それから建屋部分の解体をして、土壌部分の調査を別に進めていくというお話が御答弁の中であったかと思うのですけれども、今回の電気集じん機撤去工事の入札が不調に終わったということで、今年度中に出していこうとされていたロードマップの作成について影響が出てしまうのかということだけお伺いをさせていただければと思います。

〇施設管理課長(山田邦彦) それでは、御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、3月18日に入札を行ったのですが、誠に残念なのですが、全 社辞退ということで第2回目の入札を行うことになってしまいました。

電気集じん機の解体が遅れたことによるロードマップへの影響ということですけれども、電気集じん機の解体は、予算もいただきましたので今年度させていただく。ロードマップにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、また別なことと考えておりますので、関係3市と協議をしながら、できるだけお示しできるように、一定の方向性は今年度に出せるように3市とも協議をしてまいりたいと考えております。

○7番(原和弘) 今、ロードマップのほうを進めていただけるということで、過去にもまさにこの清柳園のことについて見積りを取ったけれども、額が額だったので協議に至らなかったという御答弁も前回あったかと思うのですけれども、例えば今回お示しいただいたロードマップのうち、少しの部分でも来年度の予算に計上するとか、そういうところまで示していくということは現実として可能なのかということだけ教えていただければと思います。

〇施設管理課長(山田邦彦) それでは、御答弁申し上げます。

今年度策定いたしましたロードマップといいますか、計画というものにつきまして、来年度に少しでも予算をということでございますが、何分まだ関係市とも協議を全くしておりませんので、その中でそういうことが可能という議論になってきましたら、そのようにさせていただきたいと思いますが、現段階ではそれにつきましてはこうだというふうに申し上げることは、大変申し訳ございませんが、できない状況でございます。

- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。
- ○4番(後藤ゆう子) それでは、大体聞きたいところは御答弁いただいたのですけれど も、少し細かいところで幾つかお尋ねいたします。

9ページの火災の件ですね。火災の報告は速やかにいただいています。それから、数年前は近隣住民の方から、火災があったのを知っていますかみたいなメールをもらって初めて知るような状態からすれば、本当に火災が起こってすぐ連絡が来るようになってよかったなと思うのですけれども、これは柳泉園組合に限らず、あちこちのごみ焼却施設やパッカー車からの火災が増えているというところで心配する事案なのですけれども、今後、職員の方が業務委託とかで委託の職員が増える中で、防災訓練みたいな、火災が起こったときの流れみたいなものがきっちりと全職員に指導されているというか、訓練がされているのか。確認ですね。

あと、昨夜のニュースで、名古屋市内の清掃工場でごみピットの中に作業員の方が転落したという事故がありまして、報道でしか知っていないのですけれども、安全扉のようなものが故障していたとか、命綱みたいなものがあったけれども付けていなかったみたいな、職場の安全状況に不備があったのではないかなと思わせるような報道がありましたので、柳泉園組合ではそのような日頃の業務には関係ないけれども、壊れたようなところがあるのかとか、安全体制はどうなっているのかというのを確認させてください。

それから、これも少し細かいのですけれども、17ページの表18、下水道放流水測定結果について分からないので教えていただきたいのですけれども、上から2段目の生物化学的酸素要求量(BOD)ですね。この数値が3月は154と少し桁が今までと違っています。これは水質を示す値だと思うのですけれども、私なんかは魚がすめるのはせいぜい5だよというのは聞いていて、50月、517年の中でも一番高いときで518、低いときは518、00日にはなって今回518、110日にはなってすけれども、518の中で今回518というのは、当然この基準値の半分近い低い値なのですけれども、性質上そういうものなのか、何か特徴、今回こういう値が出たきっかけのようなものがあるのか、それは移ろいやすいものなのかというのを少し教えていただければと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) 火災などに対する職員の訓練等につきましてでございますが、 柳泉園組合では、自衛消防隊を設置しております。厚生施設、それから不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、それからクリーンポート、3か所で持っておりまして、それぞれが年に2回訓練を行っております。特にクリーンポートにつきましては、先ほど来お話が出ていますとおり4係ございますので、全ての係が必ず2年のうちには行うように実施をしております。

また、職員につきましては、東久留米市の消防の操法大会がございまして、そちらのほうに自衛消防隊を派遣いたしまして、そちらの大会に参加させていただいております。そのような形で対応を図っているところでございます。

○技術課長(米持譲) ごみピット転落等の対応についてでございますが、基本的にプラットホームでは1名職員が常駐しておりまして、個人の持込みの際は付いて御案内するという状況でございます。ごみを投入する際にも、パッカー車のように直接投入するわけではなくて、個人の排出用にダンピングボックスというものを設けておりまして、落ち口のところに平らに板が平行になるのですけれども、そこに廃棄物を置いてからピットに投入するという形で安全策を取っております。

○資源推進課長(濱野和也) BODが154、ほかの月に比べて数字が高いということに関してですが、BODというのは水質混濁を示す代表的な指標ではあるのですが、実は搬入されましたし尿に関しましては、各処理工程を踏まえた上で、最終的には希釈をした上で下水道放流しています。

この処理をする過程の中で貯留槽というところがございまして、そこから調整槽へ送った上で、そこで希釈をして下水道に放流するのですが、実はこの154というのは現場での作業員、これは委託業者になるのですが、その方が自分の目で見た上で、いろいろと過去の経験等も豊富でありますので、いつもよりも若干し尿といいますか、処理する量を増やして次の調整槽のほうへ送り込んだということは確認しております。その結果、300未満という規制値ではあるのですけれども、154という高い数字が出てしまいましたので、やはりこの辺り、通常、前後を見ても13、31という数字になっておりますので、その辺は注意しながら今後指導していきたいと考えております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございました。大体確認できましたので。

では、最後の154の値というのが、この値が増えるとすごく悪臭がするとか、いろいろ聞いているのですけれども、私が聞いているのは魚がすめるとか、そういったレベルなのですけれども、これは近隣に影響が与えるほどのものではないのかというのだけ最後に確認させてください。

○資源推進課長(濱野和也) この154というのは下水放流時での数値ですので、特に 臭気とかそのような周辺の方に御迷惑をかけるようなことではない、基準値以下というこ とでは問題ないと考えております。

○議長(三浦猛) よろしいですか。

- ○4番(後藤ゆう子) はい。
- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。
- ○8番(山崎美和) お願いします。まず1つ、清柳園についてと、あと、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてお伺いしたいと思っております。

清柳園については、先ほどの質問の中でも電気集じん機の撤去工事の入札が不調になって、今度5月の末に2回目の入札をやるということですので、そこで決まればいいなということを期待しているところなのですけれども、台風の季節がやってきて、またゲリラ豪雨の季節もやってくるということで、今のあの状態で工事が進められて、工事を進めるということがまず一番いいのですけれども、そうでない場合でもどのような対応を取って、最低限の対策として今年度何をするのかということ、あと、水があふれた場合に油の問題が一番深刻だということを前回お話しなさっていましたけれども、そのようなものに対しての対策ですとか、今年度やれること、やったことをお伺いしたいと思うのが1つです。

それから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてですけれども、私から伺いたいのは厚生施設、厚生施設だけではないのですけれども、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されましたけれども、解除されたことによって人が動き出す、集まり出すということで、これからが本当に感染拡大防止のための大事な重要な時期になってくると考えております。そのような上で、まずは職員の命、健康を守るということがイコール感染拡大防止になっていくという、そこから見てどういうふうに職員の健康管理、感染しているかしていないかということについても行っているのかということをお伺いしたいと思います。

厚生施設については、この間は休業しておりますので、休業している間の職員さん、受付は会計年度任用職員さんになったかと思いますけれども、その方のお給料がどうなっていたかということもお伺いしたいのと、再開することによって、先ほどの質問でもありましたけれども、様々な作業、消毒なりが定期的に必要になってくるわけで、手もかかってくるだろうと思います。現在でも介護施設ですとか子供たちの施設ですとか聞いてみますと、何より時間がかかって手間がかかっているのは一つ一つの消毒だということも言っているので、浴場ですとかプールですとか、かなりの神経を使ってやらなければいけないし、人手もかかるし費用もかかるのではないかと考えておりますので、その辺りをどのようにする予定でいるのか、お伺いしたいと思います。

それに関連して、指定管理のスケジュールが通常どおりというか、遅らせてですけれど

も、進めていく計画になっておりますけれども、今、本当にこのような緊急事態の中で指定管理を、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ2年ぐらいはこのような状況が続くのではないか、注意をしていかなければいけない時期が続くと思うのですけれども、そのような時期に指定管理に移行するということが、職員もさることながら、利用者の安全や命を守ることがそれでしっかりできるのかというのが大変不安があるところです。これは私は業務を指定管理者に引き継ぐ上でも、今この時期に引き継ぐというのは困難が多いし、リスクも高いのではないかと感じておりますけれども、その辺りについての御見解を伺いたいと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、御答弁申し上げます。

まず、清柳園の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、先ほどから申し上げたとおり、本当に残念なのですが、5月28日に第2回の入札をさせていただきますので、そちらでぜひ落札業者が出てくればなと思っております。

豪雨対策でございますけれども、まず、油につきましては重油タンクが1つございまして、中を確認しましたところ、上部のほうに5センチ弱ぐらいの油が確認できました。それを職員の手でひしゃく等ですくいまして、まずほとんどのものはそちらで処理をさせていただきました。その後、油吸着シートを中に入れまして、そこに油を吸わせまして、全ての油を除去いたしております。今、中の水もバルブを開けて抜きまして、中が今きれいな状態になっているところでございます。

あと、電気集じん機本体の関係でございますが、一応煙突にバンドで固定をしておりますので、煙突はしっかり基礎ができておりますので問題はないと考えておりますが、週に1回程度、確実に週1回ではないのですが、なるべく現場を見に行きまして、状態の変化を確認しているというのが現状でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係でございますが、厚生施設も緊急事態宣言の解除に伴いまして再開に向かって動いている、今日からですが、動き始めるところになります。従業員、またお客様の安全ということですけれども、受付にビニールシート、またアクリル板を設置して飛沫を防ぐ、それから手の消毒をしていただく、それからマスクをスタッフ、またお客様にもしていただく。また、お客様には掲示を行いまして、熱がある方、具合の悪い方はお越しいただかないように、ホームページ、また掲示などで御案内をして、そのような方の来訪を防ぐという形で対応してまいりたいと思います。

あと、ロッカー等の清掃ですが、確かに大変なことになると思います。ただ、やはりこれをやりませんと安全にお客様に御利用いただけませんので、委託のスタッフなどとも相談しながら、どのような形がいいのか、これから再開までの間に詰めてまいりたいと思っております。

それから、指定管理者の件でございますが、確かにこういう状況でございますので、そういう御心配もあるかと思うのですが、指定管理者に引き継ぐ場合は、今我々が行っている、これから行おうとしていることを踏まえた上で、きちんと指定管理者のほうにはしていただくようにお願いをしてまいりたい。また、こういう状況ではありますけれども、指定管理者のほうはどうなっていますかというお問い合わせも数社からいただいておりまして、その方たちは非常に意欲があるなと私は感じておりますので、どういう状況になるか分かりませんけれども、今のところはスケジュールどおり進めてまいれたらと思っております。

あと、受付をしていただいております会計年度任用職員の皆さんのお給料なのですが、 一応こういう状況ですので、お休みをしたりしているのですが、勤務日程表に記載されて おります時間の時給はお支払いするような形で対応させていただいておるところでござい ます。

○総務課長(横山雄一) それでは、職員に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてでございます。

昨日、緊急事態宣言が解除されたところでございますが、これまで行ってきた対策を基本的なところは引き続き継続する必要があると考えているところでございます。ただ、その中でも緩和できるもの、引き続き継続するものを早急に組合内で検討していきたいと考えているところでございます。

○8番(山崎美和) ありがとうございます。厚生施設の受付の方たちについては、シフトになっている部分については100%でお支払いしているということで分かりました。

指定管理については、私も新型コロナウイルス感染症がこのまま収束にこれから向かっていって、指定管理への移行も何の困難もなく行くことが一番望ましいと考えております。おっしゃるように、これからの様子を見てだと思いますが、東京都が通達を5月5日付で出していて、その中でも各市町村、ここにも出していると思うのですけれども、何よりも新型コロナウイルス感染症での都民の命を守ることを最優先にして、不要不急、不要とは申しませんけれども、不急な問題については延期も念頭に入れて進めていってほしいとい

うことを言っております。

この問題についても、何よりも職員の、先ほども給与補償の問題もありましたけれども、 そこについても、指定管理になって休業になったときに、では指定管理者は職員に対して どれだけの休業補償ができるのかとか、そのような心配までしていってしまうのですけれ ども、そういったことも考えると、何も今この緊急な事態のときにやらなくても、もう少 し落ち着いてやることで利用者も職員もしっかり守れる運営ができるのではないかなとい うことを考えますので、様子を見ながら慎重に検討していただきたいと思います。

それから、厚生施設の感染拡大防止の対策ですけれども、時間が多分たくさんかかると思うのですね。清掃、消毒、それから1日の中に何回かその時間もつくらなければいけないだろうと思いますので、そのような上では開いている時間、施設を開けている時間も限定しながらとか、そのようなことも検討していっていただきたいし、必要な人手は臨時の、本当に緊急な事態なので雇ってでもやっていただきたいと思います。多分、今いる職員さんたちの負担がすごく大きくなっていくと思いますので、その辺りは職員さんの健康管理も含め、お願いしたいと思います。

あと、清柳園については、重油タンクの清掃をしていただいて、油も取り除いていただいたということで、ありがとうございます。週に1回、現場も見ているということで、本当に今の大変なときに、大変なのですけれども、引き続きお願いしたいと思います。一日も早くロードマップができて周辺住民にも安心して暮らしていける、そういう状況がつくれることを希望しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございます。

- ○議長(三浦猛) ほかにございませんでしょうか。
- ○6番(稲垣裕二) 6番、稲垣です。よろしくお願いいたします。

まずは、ただいま出ておりますけれども、清柳園についての確認だけをさせていただきます。

今日の御答弁でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で関係市との協議が進んでいないと、こういうようなお答えが出ていましたので、まず、今後、いつのタイミングで関係市と協議をしっかりとしていくのかという点です。そして、前回の定例会で資料等もお出しをいただく中で、各市の負担金ですとか今後の在り方を協議していく、その後、ロードマップを示していくということですが、現在想定している議会に対して示す日程関係、これをどう考えているのかですね。私個人的には、この議会に対して第4回の定

例会までには少なくとも何らかの形を示していただきたいと、こういうふうに思っておりますが、見解をお尋ねします。

それと、今回の行政報告の資料のほうで、入札関係で1点だけ少しお尋ねをさせていただきたいのですが、資料の7ページ、委託契約についてですが、委託件名で言うと、エレベーターの管理委託というところです。ここを随意契約をされていて、契約の理由を見ると、「設置されているエレベーターの保守点検については、既設メーカーによる独自のリモート監視及び電話回線による24時間体制で管理を行っている」、したがって随意契約でやっているということですが、契約金額が昨年度と比べて約1割増えています。随意契約で要はリモートコントロールで監視をしているということですが、一体どの部分が変わって契約金額が1割増えているのか、これについてお示しをしていただきたいと思います。

〇施設管理課長(山田邦彦) それでは、まず、清柳園の関係の協議のことでございますが、いつ行うのかという御質問でございます。通常ですと議会の前に事務連絡協議会、各市の部課長とやっておりますので、その際に協議を行う予定でございます。また、必要に応じて臨時にお集まりいただきながら、協議を行ってまいりたいと考えております。

稲垣議員のほうから御指摘ありましたように、第4回定例会までにはというお話でございますけれども、今のところ、いつまでにお示しできるのか、大変申し訳ないのですが、こちらで申し述べさせていただくことはできないような状況でございます。

エレベーターの関係でございますが、昨年度は半年間、消費税の関係がございましたので、それで若干高くなっているということでございます。あとは、その他につきましては、特に内容等は変更してございませんので、主な理由はそちらにあるのではないかと考えております。

○6番(稲垣裕二) 分かりました。エレベーターについてはほぼ消費税分ですと、そう 理解しておけば、あとの委託内容は一緒ですということですね。分かりました。

清柳園についてです。関係市との協議は議会前に通常行います、あとはまた必要に応じて臨時的ということなのですが、これは必要に応じているのだと私は思いますよ。必要に応じて臨時的なんて悠長なことを言っている場合ではなくて、再三議会から指摘されているのだから、まさに必要に応じて協議を行うべきですよ。それで必要に応じて協議を行うか行えないかを明確にしないで、今年示せる、いつ示せるか分かりませんなんて、そんなばかな話はないでしょう、誰がどう考えても。今年度中に示すために、いつ臨時に集まる

のか、そのことをしっかりと関係市と協議をして、この場でいつまでに示しますよということを報告するのがお仕事なのではないのでしょうかね。皆さんがこの清柳園は問題ではないのですかと再三申し上げているわけですよ。過去を振り返って、5年前も10年前も同じことをされている、問題視されてきているのが、結果、何ら進展していないというのが現状なのだと私は思っていますよ。

したがって、いつまでに示すことも答えられないと、それは今は確かに答えられないかもしれないです、そういう状況ならば。少なくとも、臨時的に集まることを含めて、関係市と積極的に協議をするのかしないのか、この点についてだけ見解をお尋ねします。

○助役(鹿島宗男) 議員の御指摘のとおり、清柳園の問題は大変重要な問題だと我々も考えております。今、課長が答弁したとおり、現在、協議を進めてまいりたいのですが、御存じのように新型コロナウイルス感染症拡大防止対策がございまして、協議ができていない状況でございます。我々といたしましても、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、誠意を持って進めてまいりたいと考えております。

○6番(稲垣裕二) 今お答えできる範囲はその程度ということになるのだと思いますから、しっかりと今後、より大きな課題、認識の意識を持ちながら進めていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長(三浦猛) ほかにございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長(三浦猛) 「日程第5、議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算 (第1号)」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○**管理者(並木克巳)** 議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入、歳出をそれぞれ調整する必要が生じましたので、現予算の総額 26 億2, 436 万5, 000 円に対し、歳入歳出それぞれ 810 万円を追加し、予算の総額を 26 億3, 246 万5, 000 円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、宮城県大崎市の災害廃棄物受入れに伴い、歳入の受託事業収入の予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項 の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、10、11ページを御覧ください。

2の歳入でございます。款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入は、説明欄記載の災害廃棄物処理受託料810万円の増額補正でございます。こちらは、搬入予定量270トンに単価3万円を乗じて計上しているところでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

3の歳出でございます。款5予備費の810万円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)の質疑をお 受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) 簡潔にお聞きしたいと思います。

宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れについて、総論としては理解をしているつもりなのです。ただ、少し要望を述べた上で伺いたいのですけれども、他の団体、他の地域の廃棄物を柳泉園組合として受け入れて処理をするということは、これはあり得ることだろうと思うのです。災害で発生をした廃棄物についても、気持ちの面からいっても、これは分かるところなのです。ただ、それが柳泉園組合で、あるいは東京・多摩の清掃工場で受け入れていくということに一定の合理性というか、説明があってもいいのかなと。なぜ柳泉園組合で受け入れる必要があるのかというところを議会にも示していただき、市民の方から質問があれば、こういう経過でこういうふうな理由でこれだけ受け入れることにしましたということを明確にする必要があるのかなと思います。前回の定例会でもお聞きをしましたが、東京都で受け入れる理由について具体的な理由は分からないという御答弁だったのですよ。

宮城県の中で、インターネットで調べられる範囲ですけれども、仙台市とかが大崎市や その周辺の地域で発生した台風 1 9 号で生じた廃棄物を宮城県内で処理をするということ は一定されているように見受けるのですが、報道があるぐらいで詳細が分からない。山形 県のある町の清掃工場でも一定の分量、これも数十トンぐらいのレベルだと聞いています けれども、報道が一部ある。19号に関していえば、福島県内でも一定の被害が生じて災 害廃棄物が生じているという状況があるということも承知をしているのです。宮城県女川 町の3・11で発生をした災害廃棄物を受け入れたという経過があってということは一つ 状況としては理解をしているのですけれども、なぜ岩手県でも山形県でも北関東3県でも なく、埼玉県でもなく、東京二十三区清掃一部事務組合と多摩地域清掃工場で遠くから運 んできて処理をするのかというところは、今後のこともあるので、なぜそういう判断に 至ったのか。これは管理者に聞く話かもしれません。東京都市長会で一定の情報提供に基 づいて、よし、やろうという判断をされたことに基づいてお話が柳泉園組合に来ている性 格のものだろうと思うので、受け入れること自体に反対だというのではないのです。ただ、 納得ずくで受け入れていく、困ったときはお互いさまという精神で協力をしていく、そう いう意味では、なぜこれを東京の柳泉園組合で受け入れていくのかというところの理由を 少し、その後の状況の中で把握があれば、あるいは管理者のほうで市長会の経過の中でお 答えいただける部分がもしあれば、そこのところもお聞きをしたいと思います。

○総務課長(横山雄一) 災害廃棄物の受入れについてでございます。

こちらにつきましては、大崎市におきまして災害廃棄物が発生したということで、地域内の民間の企業とかに協力をいただいて大崎市は処理してきたところでございますが、なかなか処理が進まないということで大崎市が宮城県に、宮城県から環境省へ要請をしたところでございます。その環境省がさらに東京都へ要請をしたところで、また東京都から市長会や特別区長会、町村会などに要請をしたところでございます。それを受けまして当組合としては、協力依頼があった関係からぜひ協力したいということで手を挙げたところでございます。あくまでも要請に応じて当組合は受入れを決定したところでございます。

○3番(村山順次郎) 御説明は第1回定例会のときと基本的には同じかなという印象を受けております。例えば多摩の地域の特に26市のところで中間処理施設に課題があって、広域でお互いに助け合うと。それは柳泉園組合でも何らかの理由で処理できない場合、よそにお願いをするということがあるわけで、これは必要なことだろうと思うのです。ただ、例えば小金井市の事例でいえば、受け入れる理由があって受け入れる場合もあれば、こう

いう場合は受け入れられませんよということでお断りをするような厳しい判断をしたときもあるわけです。それでいえば、災害で困っていると、現地の状況なども報道で聞く限りではありますが、これは分かるのです。分かるのですけれども、どうして東京都の柳泉園組合で遠くから運んできて、聞けば貨物で、列車で運んでくるというふうに聞きます。市民の皆さんの気持ちとして、可能性、確率は低いと思うのですが、廃棄物ということになると、どういうものが入っているのかとこれを100%、可能性は低いと思いますよ。ただ、いろいろなリスクがないわけではないということを考えると、どうして柳泉園組合で受け入れるのかというところを、気持ちの面だけではなく、要請があったからというのではなく、これは国の課題かもしれませんけれども、ここで起こった災害廃棄物をどう広域で処理をしていくのかということを考えていく。組合として考えた場合、なぜこれを私たちで受け入れるのかというところ、ここをしっかり市民の皆さんに説明できるような情報収集、情報発信というのが求められるのではないかなと思いますので、この点は今後のことも含めてお願いをしたいと思います。

○議長(三浦猛) ほかにございませんか。

○4番(後藤ゆう子) それでは、まず基本的なことをお伺いしたいのですけれども、今回の補正は大崎市のごみを受け入れた、その災害廃棄物処理受託料というのは分かったのですけれども、柳泉園組合の場合、どのようなときに補正予算が組まれるのか、金額なのか、それとも科目、新たなものなのかというところ、例規集を見ただけでは、必要とする理由が生じたときに補正予算を編成すると書いてあるので、それを伺いたいと思います。というのも、まずどういうときに補正を組むのかというのを最初に教えていただきたくて、その次は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のせいで今年度行わないという工事であるとか事業みたいなのがもう分かっているものがあるのかということを2つ目にお聞きしたいです。

それから3つ目としては施設使用料です。施設が4月、5月で、再開も最低1週間は準備がかかると言ったので、6月の1週目まではどんなに早くても閉まっているのかなと考えますと、施設使用料が大体二月入ってこないと16%から17%分が予算からなくなるのかなと思うのですけれども、単純に十六、七%引くと960万円ぐらいが減になるのかなというときに、大崎市の受入れの金額と似たような金額でありますので、これも金額だけで見れば載せてもいいのかなと思ったりしたものですが、この施設使用料が減る分の考え方、これはもう分かっているけれども決算でいいという感じなのかというところ、では

その3点をお願いいたします。

○総務課長(横山雄一) それではまず1点目、補正予算の要件ですが、今回、歳入につきましては科目がなかったことから、科目計上とともに補正予算を計上させていただきました。また、歳出につきましては状況を見極めまして、不足するものについては補正で対応していくことを考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響ですが、現在、厚生施設等が休業しているところでございますが、まだ何分2か月しかたっていないものですから、今後の状況を見据えた上で必要な補正があれば補正で対応していきたいと考えているところでございますが、それほど影響額はないと考えているところでございます。また、歳出につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響で事業を中止するものや延期するものは現在考えていないところです。小さいところでイベント等は、多少縮小や中止をするものはございます。大きく予算に影響するものはないと考えているところでございます。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございます。分かりました。科目がないものであったので、今回編成したということは分かりました。それで、西東京市の場合は保谷の庁舎を取り壊すという事業が今回なくなったりとかという感じで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のせいで補正があるようなものが予定されているのですけれども、柳泉園組合に関してはないということは分かりました。

最後は、今後、もし必要に応じては補正を編成することがあるということでしたけれども、イベントの中止、大規模な費用がかかるものではないとしても、分かりましたらまた議会のほうに、こういうイベントが中止になったみたいな報告をいただければと思っていますので、これは要望にして質問を終わります。

○施設管理課長(山田邦彦) 今の議員からの御質問で、中止になったイベントということでございますが、6月に通常予定しておりました子どもプール開放という、お子様にお越しいただいてちょっとしたお菓子などを差し上げるという、費用としては数万円なのですが、それは中止させていただくことにいたしました。

○議長(三浦猛) ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算 (第1号)の質疑を終結いたします。

これより議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)に対する計

論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第14号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

- ○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第14号、令和2年度柳泉園組合 一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(三浦猛) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。 これにて令和2年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員稲垣裕二

議 員原 和弘